

奨学生募集について 1年次

奨学金の名前	奨学生の資格・条件	支払方法	併給	奨学金の金額	学校への提出期限	必要書類等
公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会	・主たる生計維持者が県内に住所を有していること ・勉強意欲がありながら経済的理由により修学が困難なこと ・生計維持者の収入が基準以下 ・日本学生支援機構奨学金・母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金の給付又は貸与をうけていないこと ・成績不問	貸与無利子	△	18,000円/月 一部奨学金等との併用不可 通学交通費の貸与もあります(条件あり)	初回締切日 5月15日 ※以後毎月15日締切	・申請書(様式1号) ・生計維持者の所得に関する証明書 ・振込口座の通帳またはキャッシュカードのコピー ・口座振替申出書 ・連帯保証人の印鑑証明書(発行から3か月以内)
あしなが育英会	・保護者が病気又は災害などで死亡したり著しい後遺障害で働けないため、教育費に困っている家庭の子供 (道路における交通事故を除く) ・成績不問	貸与無利子	○	45,000円/月 (うち貸与25,000円、給付20,000円)	1次募集 5月13日 2次募集 9月14日 3次募集 12月1日	・奨学金申請書 ・所得証明書 ・在学証明書 ・戸籍謄本 ・後遺障害の程度を証する証明書等
公益財団法人 交通遺児育英会	・保護者等が、道路における交通事故により死亡したり、重い後遺障害で働けないため、経済的理由で修学が困難な高等学校以上の生徒・学生	貸与無利子	○	20,000円/月 30,000円/月 40,000円/月 から選択	令和3年1月15日 まで随時	・希望される場合は連絡してください
公益信託 山内健二記念奨学育英基金	・兵庫県内の高等学校に在籍する生徒(学年不問) ・経済的理由により、就学困難な事情がある ・向上心に富み、学業、人物とも優秀 ・品行方正で成業の見込みがある者 ・学校の推薦を受けることができる者(原則各学年に一人) ※1校3名まで	給付 給付期間は修業最 短年数で 卒業するま で	○	30,000円/月	5月20日	・奨学金申請書 ・学業成績証明書 ・世帯全員の所得証明書(公的書類) ※世帯合計所得金額300万円以下が必要条件 確定申告書(控)等
公益財団法人 瀧川奨学財団	・兵庫県出身の高校1年生 ・学業優秀、品行方正でありながら経済的な理由で就学困難な者 ※1年次より1名推薦 選考後理事長が決定	給付 給付期間は修業最 短年数で 卒業するま で	○	8,000円/月	5月25日	・申請書(様式第1号) ・推薦書(様式第2号) ・健康診断書 ・成績証明書
財団法人 二木育英会	・学業優秀、品行方正、身体健康にして学費の援助が必要な学生 ・姫路市及びその周辺地区出身の高校生 ※1年次より2名推薦 財団で願書書類審査、面接後選考により決定	給付 給付期間は修業最 短年数で 卒業するま で	○	20,000円/月	6月25日	・奨学生願書 ・履歴書 ・家計状況調査書 ・所得証明書(給与所得者は源泉徴収票を添付) ・写真1枚(直近3ヶ月以内撮影) ・校医による身体検査書 ・学校長の推薦書 ・学業成績証明書
第6期 「りそな未来奨学生」	・2020年入学の高校1年生対象 ・ひとり親世帯または両親のいない世帯 ・勉強意欲があり学資の支弁が困難と認められる生徒 ※選考のうえ全国で40名程度	給付 給付期間は修業最 短年数で 卒業するま で	○	15,000円/月	5月15日	・願書(書式1)(書式2) ・住民票 ・収入証明書(源泉徴収票・所得証明書)コピー可 ・中学3年次の成績証明書の写し ・在学証明書 ・学校長の推薦書(書式3)
高砂市奨学金	・高砂市内に住所を有している高校生 ・生活保護世帯又は基準所得以下 ※高砂市広報誌に掲載	給付 給付期間は修業最 短年数で 卒業するま で	○	8,000円/月	5月15日	・高砂市奨学金支給申請書 ・高砂市奨学生推薦書 ・高砂市奨学金支払口座振替申出書 ・所得証明書等

※所得証明書は令和2年度(R元年度分所得)のもの。(5月中旬から令和2年度の証明書が発行できるようになります。)

ただし、一部の奨学金は源泉徴収票又は確定申告の写しでよい。

給付…受け取った奨学金を返す必要はありません。

貸与…受け取った奨学金を返す必要があります。

併給…複数の奨学金を受給すること。

※奨学金希望者へ申請書を配布しますのでご連絡ください。

※校内締切日までに必要書類を揃えて提出してください。(校内締切日以降は受け付けません)